

報道機関各位

発信日	令和6年6月20日	担当者名	堤 達洋
担当課	国スポ・全障スポ推進課	電話番号	0942-85-7316

SAGA2024国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ

ラージボール卓球

事業内容	<p>SAGA2024国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツとしてラージボール卓球を開催します。デモンストレーションスポーツとは、気軽に国スポに参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が、生涯を通じてスポーツに親しみきっかけとすることや、世代間や地域間の交流を広げることを目的としています。</p> <ul style="list-style-type: none">●日時 7月7日（日）9時00分～15時30分●場所 鳥栖市民体育館●内容 ラージボール卓球は、ボールがオレンジで見やすく、普通の卓球のボールよりもやや大きく軽いため、ボールのスピードが遅く、また、専用のラケットを使用するので、回転がかかりにくく、ラリーが続きやすくなっています。そのため、初心者から高齢者まで楽しむことができます。
------	--

添付資料	実施要項
------	------

関連サイト	ラージボール卓球（鳥栖市ホームページ） https://www.city.tosu.lg.jp/site/saga2024/77109.html
-------	--

〔26〕 ラージボール卓球

1 期 日 2024年7月7日(日)
受 付 8時30分
開 会 式 9時00分
競技開始 9時30分
表 彰 式 15時00分(競技終了後)

2 会 場 鳥 栖 市 鳥 栖 市 民 体 育 館

3 種別及び参加人員

種 別	選 手	チ ー ム 数	小 計	合 計(人)
A 級	3～6	6	36	144
B 1 級	3～6	6	36	
B 2 級	3～6	6	36	
C 級	3～6	6	36	

4 競技上の規則及び方法

(1) 競技規則

現行のラージボール卓球ルールを準用する。

(2) 競技方法

ア 各チーム3人～6人のダブルス戦とする。

イ 1マッチ3ゲームとし、2ゲーム先取した方を勝ちとする。

ウ 1ゲームは、11点を先取した方が勝ちとする。なお、双方の得点が10対10になった場合は、2点差がつくまでゲームを行う。

エ 各パートの順位は、合計得点により決定する。

オ パートナーは固定せずに対戦相手毎に替える(組合せ表活用)。

カ 審判は相互審判とする。

キ 組合せは鳥栖市ラージボール卓球協会の担当者が事前に抽選する。

5 選考方法

参加申込先着順とし、定員になり次第締め切る。

6 参加資格

(1) 原則として、佐賀県内に居住しており、鳥栖市ラージボール卓球協会に登録している者とする。

(2) その他、鳥栖市ラージボール協会が認めた者とする。

7 表彰

- (1) 各種別上位3位までを表彰する。
- (2) 参加者には、大会参加記念章を授与する。

8 参加申込方法

2024年5月15日（水）から6月30日（日）までに「参加申込書」と「参加料」を下記宛に持参すること。

申込先	宛先	提出部数
鳥栖市ラージボール卓球協会 松隈保文	〒841-0031 佐賀県鳥栖市鎗田町 372-7 携帯電話 090-7980-6429	1部

9 参加負担金

- (1) 1人600円とする。
- (2) 参加申込時に納入すること。
- (3) 参加受付期間中に参加を取り消した場合は、参加料を返金する。

10 参加上の注意

- (1) 参加者の傷害保険は、主催者が一括して加入する。
- (2) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮の上参加すること。
- (3) 競技中に発生した傷害や疾病について応急処置は行うが、その後の処置については各自の責任において行うこと。
- (4) スポーツができる服装で参加し、参加者はゼッケンを着用する。また、ラケット、タオル、飲み物、健康保険証の写し等を持参すること。昼食は主催者が準備する。
- (5) 駐車場は、主催者の指定する場所を使用すること。
- (6) その他、参加者は主催者が規定する事項を遵守すること。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書に記載された個人情報については、以下のSAGA2024国民スポーツ大会に関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたこととする。

- (1) SAGA2024国民スポーツ大会への参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 賞状等の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 荒天時及び不測の事態の場合には、前日までに主催者が開催の有無を決定し、参加者に連絡する。
- (2) 実施要項に記載がない疑義が生じた場合は、主催者が協議し決定する。